

水田・畑作経営所得安定対策推進事業（継続）  
（品目横断的経営安定対策推進事業）

【平成20年度概算決定額：301,407(301,407)千円】

対策のポイント

平成19年産から実施している水田・畑作経営所得安定対策の交付金の交付申請等の手続が円滑・効率的に進むよう、必要な措置を講じます。

（交付申請等の手続について）

- ・ 交付申請等の手続については、対策加入者の利便性を図る観点から、民間団体を通じて一括して申請が行えるような仕組みとしています。
- ・ 一括申請することにより、地方農政事務所等の受付窓口以外であっても、容易に交付申請等の手続を進めることが可能になります。

政策目標

担い手の育成・確保

<平成18年>		<農業構造の展望（平成27年）>	
認定農業者	約23万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営	33万～37万
集落営農	約1万2千	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営	2万～4万

〈内容〉

生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策の交付金の交付申請等に係る事務が円滑・効率的に進むよう、対策加入者の申請書の一括取りまとめを行う民間団体に対し、交付金の交付申請等に係る説明会の開催等に関する支援を行います。

【補助率：定 額】

【事業実施主体：民間団体】

【事業実施期間：平成19年度～】

[担当課：経営局経営政策課（03-3502-5601（直））]